

一般社団法人日本P Vプランナー協会 会員規約

2026年2月6日改定

第 1 条【目的】 本協会は、本協会の理念に則り、太陽光発電事業を健全に発展させることを目的とする。

第 2 条【会員の資格】 本協会の理念に賛同し、目的達成のための活動に協力できる企業及び個人事業主とする。

第 3 条【入会】 本協会の会員となるには、本協会の所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

第 4 条【経費等の負担】 会員は、本協会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、別途に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第 5 条【会員資格の譲渡の禁止】 本協会の会員資格を他者に譲渡することを禁ずる。ただし特殊な場合は理事会において協議審議し、全会一致を条件とする。

第 6 条【会員の資格喪失】 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ・ 退会したとき。
- ・ 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ・ 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- ・ 6か月以上会費を滞納したとき。
- ・ 除名されたとき。
- ・ 総会員の同意があったとき。

第 7 条【退会】 会員はいつでも退会することができる。ただし、退会届が受理された月の翌月末日を以て退会するものとする。

第 8 条【除名】 本協会の会員が、本協会の名誉を毀損し、本協会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

